

「民法900条但書前段の違憲判決まで、もう少しの辛抱」と泉さん

カづけられた講演でした！

田中 須美子

■ 昨年の10月大阪高裁相続差別違憲決定が報道されたあと、今年の集会は元最高裁判事で相続差別違憲の少数意見を二度も書かれた泉さんにぜひお話しいただこう、この集会をとうし、相続差別撤廃の機運を作り出していきたいと交流会の会議で決まりました。早速お願いの手紙を泉さんに書いたのですが、一字一字、心を込めて数時間かけて書き上げました。ぜひ願いがかなってほしいとの思いを込めて。

すぐに、「覚悟を決めてお引き受けすることにいたしました」とのお返事をいただいた時は、舞い上がるような嬉しさでした！その後集会に向け何度かご連絡をとりお尋ねしてきましたが、高裁長官、最高裁事務総長、最高裁判事という華々しい経歴にもかかわらず、驚くほどに上から目線での対応は一切なく一貫して謙虚な方でした。それは講演での話し方や質疑応答の際の答え方にも貫かれていて、誠実そのものの方でした。

「覚悟を決めて」講演して下さるといふ泉さんに対し、私たちがこの集会を何としても成功させなければとの身の引き締まる思いで、集会の準備を行ってきました。様々な集会に行ってはビラ撒きし、発言して集会の呼び掛けを行い、マスコミの方に参加のお願いをするなど、資料の作成も含め精一杯の努力をしてきました。

当日は雨で、どうなることかと思いましたが、盛況で本当に良かったとほっとしました。集会内容は講演の他にも、福島さんからのメッセージ（音声）や戸籍続き柄差別記載の更正・再製申出の現状と問題点、出生届の差別記載の現状とその撤廃に向けて、つくれ住民票！第2次訴訟判決に向けてと盛り沢山で、最後に集会アピールを拍手で確認して集会を終えました。

■ 講演や質疑応答の中で、特に力強く感じ、希望が沸いたことは以下の3点でした。

①、婚外子の相続差別を違憲とした3つの高裁判決に触れ、「3つの判決とも非常に限定的な言い方をしているが、それは95年の最高裁大法廷の決定に抵触しないため、実は民法900条4号但書は憲法違反だということを傍論として言っている」と述べたこと。②、国籍法の婚外子差別は憲法違反と判断した大法廷判決に関する話の中で、「この違憲判断は民法900条4号但書にも当てはまる」と述べた上で、「一昨年に最高裁が相続差別の事件を大法廷に回付したが、あれは1995年の判例を変更し、憲法違反の判断をするために回付したのだと思う。当事者が和解してしまったので却下になったが、民法900条但書前段の違憲判決まで、もう少しの辛抱だと思う」。

③、講演後の質疑応答の中で、「今小法廷に係属している、東京高裁で相続差別適用

違憲とされた事件が、もし大法廷に回付された時、大法廷は適用違憲という判断をする可能性は」との質問に、泉さんは「1995年の大法廷の決定は、非常に一般的に言っている。適用違憲にするにしてもその部分については変更しなければならない。一部だけ変更するだろうかという、その可能性は低いのではないか。法令自体の憲法適合性を判断することになるのではないかと私は予想している」と答えられました。

今最高裁に係属している相続差別の裁判が大法廷に回付されることになれば、相続差別規定が憲法違反と判断される可能性が非常に大きいという話に、希望がわき力づけられました。大法廷に回付されるその日を今か今かと待ちつつ、差別撤廃の機運を拓けていくために更に頑張ろうと思います。

その後の懇親会では、皆高揚感いっぱい、「とっても良い集会になって良かった」「講演が素晴らしかった」「質疑応答をもっとしたかった」「もっといろいろなことを泉さんに聞きたかった」と満面の笑みで感想を述べあい、盛り上がりました。

■ 常にトップを歩かれてきたにもかかわらず、何故少数者の立場を視点におくことができるのか不思議で、後日講演のお礼とともにそのことをお聞きしたところ、次のようなお返事をいただきました。

「私は、裁判所でも司法行政関係が長かったのですが、それだけに裁判所がやるべき役割を果たさなければならないという思いが強いのです。終戦は小学1年生のときでしたが、田舎の子どもながら、不条理を若干眺めてきたことも影響があるのかもしれない。」

泉さん、貴重な講演ありがとうございました！ 改めてお礼を申し上げます。

(通信Voice 2012, 6-8月号より)